

ユーロ圏 / 米国 / 日本の家計貯蓄率比較⁽¹⁾

三大経済地域 ユーロ圏、米国、日本 の比較を行うアナリストは益々増えている。アナリストにとって職業的なリスクの一つは、統計の国際比較には今でもある程度の困難が伴うことである。国民経済計算については確立した国際標準すなわち 1993 年国民経済計算体系 (93SNA) があるにもかかわらず、実際には国際比較は見かけほど単純なわけではない。本調査はユーロ圏、米国、日本の家計貯蓄率の比較可能性について検討したものである。

家計貯蓄率とは何か、なぜ重要か

家計は、最終製品やサービスの消費者として、労務提供者や労働所得稼得者として、個人事業主として、また固定資産投資を賄う貯蓄の源泉等として、経済で多くの重要な役割を果たしている。家計の消費と貯蓄はいわゆる「家計貯蓄率」によって要約される。家計貯蓄率は「家計貯蓄 ÷ 家計可処分所」として導き出される（詳細な定義については囲み解説の「家計貯蓄率の定義」を参照）。家計可処分所得は「生産活動からの家計部門の経常収入 + 財産収入・移転受取（利子、配当、社会給付等） - 支払い（支払利子や所得税等）」である。家計可処分所得は最終消費に充てることも貯蓄に回すこともできる。家計貯蓄率の長期的な動向は家計の消費行動を説明したり、予測したりする際にも利用される。アナリストは、家計貯蓄率の動向や水準が何故国によって違うのかについても関心を寄せている。

囲み解説：家計貯蓄率の定義

家計貯蓄率は従来、「家計貯蓄 ÷ 家計可処分所得」と定義されている。しかし、93SNA によって積立年金制度への掛け金とそこからの給付に関する特別な取り扱いが導入された。それまでこれらのフローは金融取引として取り扱われ金融勘定に計上されるだけであったが、93SNA では家計調査から導き出される家計所得との整合性を高めるためもあり、所得の第二次分配勘定（そのバランス項目が可処分所得）にも計上されるようになった。この結果、年金基金による貯蓄が家計貯蓄から除外されるようになったので、家計貯蓄を導き

出すため「可処分所得の使用勘定」という新たな勘定に特別な調整項目が導入された。従って、家計貯蓄率は「家計貯蓄（93SNA コード - B.8）÷ [家計可処分所得（B.6）+ 年金基金年金準備金の変動（D.8）]」として計算しなければならない。米国は、年金の掛け金・給付金を家計の所得勘定に含めるようにした 93SNA の取り扱いを採用していない。このため、調整項目は必要ではなく、家計貯蓄率に関する従来の定義がなお適用される。

公表されている家計貯蓄率と標準化された家計貯蓄率

図 1 は、ECB と日米両国の国家統計機関によって公表されている家計貯蓄率（年間）を示したものである。しかし、図 1 で示されている貯蓄率をそのまま比較してしまうと誤解を招きかねない。貯蓄率の定義やその集計方法が違うからである。主な違いは、貯蓄率が償却（93SNA では「固定資本減耗」という）を含めたグロスの数字なのか、それとも償却を除いたネットの数字なのかという点と、対家計民間非営利団体（NPISH）まで含まれているかどうかという点である。どの国でもグロスの家計貯蓄率の方が必ずネットの家計貯蓄率より高くなる。分子（貯蓄）の方が分母（可処分所得）よりはるかに小さいため、両方から償却を除けば、その結果得られる比率は低くなるからである。

概念的にはネットの家計貯蓄率を使用した方が望ましい。生産過程における資本資産の使用コストは、所得と貯蓄の両方から除くべきだからである。しかし、国際比較を行う上では、償却の推計⁽²⁾に不備があったり、推計そのものが存在しなかったりする国がある場合には、すべての国についてグロスの家計貯蓄率を使用した方が望ましいかもしれない。現時点ではユーロ圏のすべての国が個別の制度部門として NPISH を区別しているわけではないので、今回の比較調査の全対象国について NPISH と家計部門を統合する必要がある。大半のユーロ圏諸国の入手可能なデータを用いてユーロ圏全体の貯蓄率を試験的に出してみると図 2 のようになる。更に、図 2 の貯蓄率は三地域とも 93SNA の定義に沿って NPISH まで含めたネットベースへと調整されている。この統一的なベースに基づいて貯蓄率を出すと図 1 より差は小さくなるが、それでもユーロ圏と米国⁽³⁾の貯蓄率の差は依然として大きい。次のセクションではこうした差が出る原因と考えられる三つの要因について分析する。

標準化された家計貯蓄率に差が出る原因になっていると考えられる要因

各国の家計の基本的な経済行動が同じ場合でもその法律・行政制度の違いによって家計貯蓄率には差が出る可能性がある。従って、今回のような比較分析にとってこうした制度上の違いによる影響を定量化することは有益である。しかし、以下に述べる「仮説的な」調整からは各分野の制度的な現実から逸脱した数字が導き出されるという点をまず断っておかねばならない。しかも、その数字は各国間の制度上の違いによる影響の「一次」概算に過ぎない可能性もある。というのも、實際上、国の制度が変更されれば家計の経済行動は影響を受けるからである。以下で取り上げる三つの要因とは（１）家計による公共サービスの消費、（２）所得税か生産品に課される税が、（３）社会保障制度か私的年金制度かである。

家計による公共サービスの消費

政府や個人が教育や保健等のサービスにどの程度の対価を支払うかは、国によって大幅に異なる。家計によって利用される公共サービスは家計からの所得税によって賄われると想定すると、家計貯蓄は国による違いからは直接的に影響を受けないが、家計貯蓄率は影響を受ける。この影響は同じ国の二つの仮説的な状況を考察することによって示すことができる。第一のシナリオでは家計に対していかなる公共サービスも提供されない。第二のシナリオでは保健や教育の公共サービスが無料で提供され、その財源には家計からの所得税増額が充てられる。この結果、第二のシナリオでは家計可処分所得、家計最終消費支出とも第一のシナリオより低くなるが、家計貯蓄は影響を受けない。従って、家計貯蓄率は第二のシナリオの方が高くなる。貯蓄率の分母が無料の教育・保健サービスの財源とされる所得税増額分だけ小さくなるからである。

幸い、93SNA では新たに政府最終消費支出は個別（教育や保健等）支出と集合（国防等）支出へと分けられた。93SNA では、この二つの新しい総量は二つの新しい勘定に計上されるので、分母に可処分所得ではなく調整可処分所得（家計可処分所得 + 政府個別消費）を用いて代替的な家計貯蓄率を出すことができる。

シミュレーションによる貯蓄率と図 2 の標準化された貯蓄率との差は表 1 の通りである。標準化された家計貯蓄率からの変動幅は、往々にしてユーロ圏と米国の貯蓄率格差を縮小する方向に働いている。これは、そもそも貯蓄率に差があるばかりでなく、家計に提供される公共サービスは米国よりユーロ圏の方がはるかに多額に上るからである。日本の調整幅（標準化された家計貯蓄率からの変動幅）は大半の年についてユーロ圏と米国のほぼ中間となっている。

所得税が生産品・輸入品に課される税が

政府は直接税（主に所得税）によって直接的に、あるいは家計最終消費支出に反映される生産品・輸入品に課される税（付加価値税、輸入関税、売上税等）によって間接的に、歳入を調達する。家計貯蓄の額はこれらの税の構成によって直接的には影響を受けない。両者とも実質的に経常支出に（生産品・輸入品に課される税は家計最終消費支出の〈増加〉によって、所得税は政府への経常移転と可処分所得の〈減少〉として間接的に）入るからである。しかし、他の条件が同じだとすれば、生産品・輸入品に課される税への依存度が高くなればなるほど家計貯蓄率は低くなる。所得税は家計可処分所得を算出する上では控除されるが、生産品・輸入品に課される税は控除されないからである⁽⁴⁾。

表 2 で示した家計貯蓄率への仮説的な調整は家計による公共サービスの消費への調整とは逆に作用し、米国とユーロ圏の貯蓄率格差を約 2 ポイント押し上げている。日本の調整幅は米国よりは大きいものの、ユーロ圏よりは大幅に小さくなっている。

社会保障制度か私的年金制度か

各国の家計貯蓄率の比較可能性は、公的な社会保障制度が私的年金制度や生命保険制度に対しどの程度相対的な重要性を有しているかによっても影響される。これは、私的年金や生命保険への掛け金とそれらによる所得はともに家計貯蓄に含まれるのに対し、社会保険への払い込み額が、保険からの給付額を超えた場合の超過額は家計貯蓄と見なされないからである。様々な年金制度の影響を推計するには、私的年金関連の取引についても社会保障制度関連の取引と同じように計上すればよい。そうすれば、家計の年金基金準備金の変

動を家計貯蓄と可処分所得の両者から控除することによって仮説的に調整した家計貯蓄率を導き出すことができる。この貯蓄率と図 2 で示した標準化された貯蓄率の差は表 3 の通りである。

このシミュレーションによる家計貯蓄率への調整幅が特に大きい（3.5～6.2 ポイント）のは、退職後所得の提供に私的年金が広範に利用されている米国である。米国の調整幅が 90 年代後半に縮小しているのは、確定給付型の年金基金が 90 年代の株式ブーム時に多額の財産所得とキャピタルゲインを挙げたことで、これらの年金基金への雇用主の拠出金が削減されたためである。ユーロ圏と日本は過去 10 年の大半の年について調整幅が 1 ポイント前後となっている。

三つの制度的要因に対する仮説的調整後の家計貯蓄率

図 3 は、（1）家計による公共サービスの消費、（2）所得税か生産品に課される税か、（3）社会保障制度か私的年金制度かという三点について同時に仮説的な調整を行った結果である。この三つの調整の結果、ユーロ圏の家計貯蓄率と日米両国の家計貯蓄率の差は（日本については小幅に、米国については大幅に）大きくなっている。

家計貯蓄率の比較可能性に影響する他の要因

制度の違いに起因する要素に加えて、各国の家計貯蓄率に差が出る原因となっている可能性のある要素は他にも幾つかある。家庭用耐久財の所有状況、実質の正味支払利子、キャピタルゲイン／ロスの潜在的な金額や実現額、キャピタルゲイン税、年金関連のその他の問題等である。残念なことに、日米両国の家庭用耐久財の所有状況に関する幾つかの推計を除くと、これらの要因を定量化できるだけの比較可能なデータは入手できない。

耐久消費財（車、家具、洗濯機等）は 93SNA では（十分な理由に基づいて）投資として取り扱われていないが、各家計は耐久消費財の購入を消費ではなく投資と見なしている可能性がある。その場合には、家庭用耐久財を最終消費支出としてではなく（住宅と同じように）固定資産として取り扱うことによって仮説的に調整した貯蓄率を導き出すことがで

きる。賃貸料等価アプローチ（rental equivalence approach）によれば、家計最終消費支出は耐久消費財の購入を控除し、耐久消費財の償却を付加して調整される。これが各国の貯蓄率の差に影響を及ぼすのは、家計消費に占める耐久財消費の比率と耐久財消費の伸び率が異なる場合のみである。日米両国に関する OECD の推計によれば、家庭用耐久財について調整した家計貯蓄率は両国とも、時にはそれぞれの標準化された家計貯蓄率より 3 ポイント以上高くなっている。

結論

公表されている家計貯蓄率は各国間で完全に調和が取れているというものではない。本調査の図 2 はユーロ圏、米国、日本について、比較可能な貯蓄率を算出しようとした初めての試験的な試みである。この三地域とも 1990 年代に貯蓄率は低下したが、ユーロ圏（2002 年 9.6%）と米国（2002 年 2.4%）の差は大きく、この期間に差は一段と拡大している。日本の貯蓄率は、2001 年と 2002 年（5.2%）を除き、ユーロ圏並みとなっている。

こうした差が出ている理由の一つとして、各地域の法律・行政制度の違いが考えられる。この調査は法律・行政制度の以下の三つの違い、すなわち（1）家計による公共サービスの消費水準、（2）所得税や、（付加価値税のような）生産品・輸入品に課される税による政府歳出の資金調達、（3）社会保障や私的年金による年金制度について家計貯蓄率への影響を分析したものである。家計貯蓄率に差が出る背景にはこの三つの原因のいずれもが作用していると思われるが、この三つが重なることで三地域の家計貯蓄率の差は大きくなっている。消費や貯蓄に対する家計の姿勢や、家庭用耐久財の所有状況等他の幾つかの要素もユーロ圏、米国、日本の家計貯蓄率に差をもたらしているはずである。

脚注：

- （1）本調査は、ユーロ圏、米国、日本の制度部門別国民経済計算から導き出される分析的比率の比較可能性を調べる、欧州中央銀行（ECB）と経済協力開発機構（OECD）の後援による広範なプロジェクトの一環として行われた。
- （2）日本の制度部門勘定の償却に関する推計は簿価ベースであるが、再調達原価ベース

への調整が調整勘定で示されている。償却については再調達原価の方が望ましい概念的基礎となるので、日本の純貯蓄と純家計可処分所得の推計はこのベースに基づいて再計算されている。

- (3) 「可処分個人所得」に関する国民所得・生産勘定の定義が異なっているためや従業員報酬への発生主義による調整を含めるようにするため、米国については小幅な調整が必要とされた。ユーロ圏の家計貯蓄率に関する推計はアイルランドとルクセンブルグを除いたユーロ圏に関するものである。
- (4) この要素について仮説的な調整を行う厳密な方法は複雑である。様々な可能なアプローチがあるためや生産品・輸入品に課される税を最終需要のカテゴリーに割り振るのが難しいためである。本稿で用いた調整は、生産品に課される正味の税は家計への所得税を増額することで代替され得るという考えに基づいているので、修正家計貯蓄率を導き出す上では家計可処分所得から生産品(モノやサービス)に課される正味の税が控除されている。